

## 富山県私立高等学校生徒奨学補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、富山県補助金等交付規則（昭和37年富山県規則第10号）第21条の規定に基づき、私立高等学校生徒奨学補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 学資負担者 申請年度に県内の私立高等学校に在学する生徒（専攻科の生徒、高等学校卒業後に私立高等学校に入学した生徒を除く。）を扶養する者であつて、当該生徒の授業料及び入学料を負担する者（県内に居住する者及びこれに準ずる者として別に定める者に限る。）をいう。ただし、当該生徒を扶養する者がいる場合にあっては、当該生徒の授業料及び入学料を現に負担している者をいう。
- (2) 総所得金額 学資負担者の属する世帯（別居中であっても生計を一にする場合はその者も含む。）の1年間の総収入金額から必要経費を控除した金額（給与所得者にあっては、給与所得控除後の金額）をいう。ただし、別表第1の左欄に掲げる特別の事情がある世帯については、その世帯の総所得金額から同表の右欄に定める特別控除額を控除した金額をその世帯の総所得金額とみなす。
- (3) 授業料、入学料 学校教育法施行規則第3条（昭和22年省令第11号）に規定する学則に定めた授業料、入学料をいう。
- (4) 就学支援金 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）に規定する高等学校等就学支援金をいう。

### (補助金の交付)

第3条 知事は、県内に私立高等学校を設置している学校法人が行う当該私立高等学校に在籍する生徒（経済的な理由により修学が困難である生徒であつて、次条の規定に該当する生徒に限る。）の授業料及び入学料を減免する事業（以下「補助事業」という。）に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付する。

### (補助事業の対象生徒)

第4条 補助事業において授業料の減免の対象となる生徒は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学資負担者の属する世帯の総所得金額が別表第2に定める授業料減免対象世帯収入基準額（以下「授業料減免収入基準額」という。）以下である生徒、法第

3条第2項第3号に規定する保護者等の市町村民税所得割額（以下「市町村民税所得割額」という。）が高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号。以下「政令」という。）第4条第2項第2号又は第3号に規定する要件に該当する生徒又は児童福祉法の規定により里親に委託されている生徒若しくは児童養護施設へ入所している生徒（以下「里親委託等の生徒」という。）

- (2) 学資負担者等の失職、破産手続開始の決定等、経済的に修学が困難と認められる理由により、当該学資負担者の属する世帯の当該年度における総所得金額が授業料減免収入基準額以下となることが見込まれる生徒

2 補助事業において入学料の減免の対象となる生徒は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 当該年度の市町村民税所得割額が政令第4条第2項第3号に規定する要件に該当し、申請年度に入学した生徒  
(2) 前項第2号に規定する事由が生じたため、入学料の納入が困難であると認められる生徒で、前号に準ずると知事が認める生徒  
(補助金の額)

第5条 授業料の減免に対する補助金の額は、補助事業の対象となる生徒について学校法人が減免した額の合計額とする。

なお、補助事業の対象となる生徒に対する補助金の額は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を基準として算定した額を限度とする。ただし、前条第1項第2号に該当する生徒については、当該事由が発生した日の属する月の授業料から対象とする。

- (1) 政令第4条第2項第3号に規定する要件に該当する場合又は前条第1項第2号の規定に該当し、かつ、特に知事が必要と認める場合、月額29,700円を限度とする。この場合において、当該生徒が就学支援金の支給を受ける場合には、29,700円から支給を受けた就学支援金の額を控除した額を月額の限度とする。ただし、当該生徒が就学支援金の支給申請をしなかった場合は29,700円から申請していれば支給された就学支援金の額を控除した額を月額の限度とする。
- (2) 政令第4条第2項第2号に規定する要件に該当する場合は、月額22,275円を限度とする。この場合において、当該生徒が就学支援金の支給を受ける場合には、22,275円から支給を受けた就学支援金の額を控除した額を月額の限度とする。ただし、当該生徒が就学支援金の支給申請をしなかった場合は22,275円から申請していれば支給された就学支援金の額を控除した額を月額の限度とする。
- (3) 前条第1項第1号及び第2号の規定に該当する場合であって、前2号に該当しないときは、月額19,800円を限度とする。この場合において、当該生徒が就

学支援金の支給を受ける場合には、19,800円から支給を受けた就学支援金の額を控除した額を月額の限度とする。ただし、当該生徒が就学支援金の支給申請をしなかった場合は19,800円から申請していれば支給された就学支援金の額を控除した額を月額の限度とする。

- 2 入学料の減免に対する補助金の額は、補助事業の対象となる生徒につき、80,000円から富山県立高等学校の授業料等に関する条例（昭和22年10月25日富山県条例第28号）第3条に規定する県立高等学校全日制課程の入学料を控除した額と、学校法人の減免額のいずれか低い額とする。

（学校法人が提出させる書類）

第6条 補助事業を実施する学校法人（以下「補助事業者」という。）は、学資負担者から授業料減免申請書（様式第1号）、入学料減免申請書（様式第2号）に別に定める証明書等を添えて提出させなければならない。

- 2 補助事業の完了後、補助事業者は、学資負担者から授業料減免確認書（様式第3号）、入学料減免確認書（様式第4号）を提出させなければならない。

（交付の申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、私立高等学校生徒奨学補助金交付申請書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、別に指定する期日までに知事に提出しなければならない。

(1) 私立高等学校生徒奨学補助事業実施計画書（様式第6号）

(2) その他知事が必要と認める書類

（交付の決定）

第8条 知事は、前条の私立高等学校生徒奨学補助金交付申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、適當と認めたときは、補助金の交付を決定するものとする。

- 2 知事は、前項の決定をするに当たり、補助金の管理上必要な条件を付することができる。

- 3 知事は、第1項の決定をしたときは、当該補助事業者に対し、私立高等学校生徒奨学補助金交付決定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（事業の変更等）

第9条 前条第3項の通知を受けた補助事業者は、当該通知に係る補助事業の計画を変更しようとするときは、私立高等学校生徒奨学補助事業実施計画変更届（様式第8号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の規定により承認をしようとする場合において、必要と認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

(補助金の概算払)

第10条 知事は、必要と認めたときは、補助金の概算払をすることができる。

(実績報告書の提出)

第11条 補助事業者は、補助事業を完了したときは、速やかに私立高等学校生徒奨学補助事業実績報告書（様式第9号）に授業料減免確認書及び入学料減免確認書の写しを添えて知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 知事は、前条の私立高等学校生徒奨学補助事業実績報告書を受理したときは、書類審査、現地調査等によりその内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定して当該補助事業者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第13条 知事は、第8条第3項の通知を受けた補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該通知に係る補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
  - (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
  - (3) 補助金を当該補助事業の目的以外の用途に使用したとき。
- 2 知事は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、補助金が既に交付されている場合にあっては、期限を定めてその全部又は一部を返還させるものとする。

(帳簿の整備等)

第14条 補助事業者は、補助金に係る経理を明らかにする帳簿を備え、かつ、証拠書類を整備して当該事業年度終了後5年間保存しなければならない。

(秘密の保持)

第15条 補助事業者は、補助事業の対象となる生徒及びその学資負担者について知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年度の補助金から適用する。ただし、平成19年度又は平成20

年度に減免決定がなされ、平成21年度も引き続き申請のあった者については、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成22年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年2月4日から施行し、平成22年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年9月6日から施行し、平成24年7月分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年度の補助金から適用する。ただし、平成26年4月1日前から引き続き高等学校等（公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第90号）による改正前の公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第2条第1項に規定する高等学校等をいう。）に在学する生徒に係る補助金については、別表1及び別表2に係る部分を除き、従前の例による。

別表第1（第2条関係）

## 特別の事情がある世帯の特別控除額

特別の事情	特別控除額	
1 母子世帯又は父子世帯であること。		49万円
2 就学者のいる世帯であること。	(1)小学校児童1人につき (2)中学校児童1人につき (3)国公立高校生徒1人につき (4)私立高校生徒1人につき (5)国公立高等専門学校(第1学年から第3学年)学生1人につき (6)国公立高等専門学校(第4学年、第5学年及び専攻科)学生1人につき (7)私立高等専門学校学生(第1学年から第3学年)1人につき (8)私立高等専門学校学生(第4学年、第5学年及び専攻科)学生1人につき (9)国公立大学学生1人につき (10)私立大学学生1人につき (11)国公立専修学校高等課程生徒1人につき (12)私立専修学校高等課程生徒1人につき (13)国公立専修学校専門課程生徒1人につき (14)私立専修学校専門課程生徒1人につき	30万円 46万円 35万円 57万円 57万円 78万円 35万円 57万円 40万円 62万円 57万円 78万円 66万円 88万円 67万円 116万円 111万円 159万円 35万円 57万円 57万円 78万円 25万円 71万円 79万円 123万円
3 障害者のいる世帯であること。	障害者1人につき	99万円
4 長期療養者のいる世帯であること。	療養のため経済的に特別な支出をしている金額	

5 主たる家計支持者が別居している世帯であること。	別居のため特別に支出している金額ただし、71万円を限度とする。
6 火災・風水害・盗難等の被害を受けた世帯であること。	日常生活を営むために必要な資材あるいは生活費を得るために基本的な生産手段（田・畑・店舗等）に被害があって、将来長期にわたって支出増又は収入減になると認められる年間金額
7 父母以外の者で所得を得ている者がいる世帯であること。	父母以外の者の所得者1人につき38万円ただし、その所得が38万円未満の場合はその所得額

備考 該当する「特別の事情」が2以上ある場合には、これらの特別控除額を併せて控除することができる。

別表第2（第4条関係）

授業料減免対象世帯収入基準額

世帯 人数	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人以上
世帯 収入	千円 1,479	千円 2,349	千円 2,705	千円 2,934	千円 3,163	千円 3,350	千円 3,503	1人につき 155千円 加算

$\frac{1}{\lambda}$

富山県私立高等学校生徒奨学補助金交付要綱第6条に規定する「別に定める証明書」について

富山県私立高等学校生徒奨学補助金交付要綱第6条に規定する「別に定める証明書」について、次のとおり定め、平成27年度分の補助金から適用する。

証明しようとする事由	添付書類
第4条第1項第1号 (学資負担者の属する世帯の総所得金額が授業料減免収入基準額以下の生徒)	学資負担者の属する世帯の総所得金額及び市町村民税所得割額を証する書類 ・市町村長が発行する所得・課税証明書又は市町村民税の特別徴収額の決定・変更通知書の写し又は市町村民税の納税通知書の写し(4月から6月までの免除については前年度の、7月から翌年3月までの免除については当該年度のもの。以下「所得・課税証明書等」という。)
第4条第1項第1号 (市町村民税所得割額が政令第4条第2項第2号又は第3号に規定する要件に該当する生徒) 第4条第2項第1号	<u>就学支援金の支給を受けていることを証する書類</u> ・ <u>就学支援金支給決定(支給予定)通知書</u>
第4条第1項第1号 (里親委託等の生徒で政令第4条第3項第2号又は第3号に該当しない生徒)	里親等の総所得金額及び市町村民税所得割額を証する書類 ・市町村長が発行する所得・課税証明書等 里親委託：里親の証明書 養護施設入所：生徒の生計を主として維持する者又は左の者がいない場合は生徒本人の証明書 里親に委託されている又は養護施設へ入所していることを証する書類 ・里親に委託されていることを証する証明書(児童相談所長) ・養護施設に入所していることを証する証明書(当該施設の長)
第4条第1項第2号	離職票、雇用保険受給証明書又はこれに類する書類、給与支払明細書又は源泉徴収票及び学資負担者の属する世帯全員の総所得金額を証する書類(市町村長が発行する所得・課税証明書等)

第4条第2項第2号 第5条第1項第1号 (特に知事が必要と認める場合)	罹災証明書等事由が生じたことを証する書類
母子世帯又は父子世帯 学資負担者が母子及び寡婦福祉法第6条第1項に規定する配偶者のない女子である場合又は学資負担者が同項中「女子」を「男子」と読み替えたときの配偶者のない男子である場合	母子家庭又は父子家庭であることを証する書類 ・戸籍謄本 ・児童扶養手当証書（写） ・児童扶養手当認定通知書（写） ・ひとり親家庭等医療費受給者資格証（写）
就学者のいる世帯	在学中であることを証する書類 ・在学証明書
障害者のいる世帯 身体障害者手帳の交付を受けている者、公害疾病の認定を受けている者、原爆被爆者手帳の交付をうけている者、心神喪失の状況又は知的障害者と判定された者、常に就床を要し複雑な介護を要する者がいる世帯	障害の原因程度を証する書類 ・医師の診断書 ・身体障害者手帳（写） ・富山県療育手帳（写）
長期療養者のいる世帯 出願時において6か月以上にわたる期間療養中の者又は療養を必要と認められる者がいる場合	疾病の原因程度を証する書類 ・医師の診断書
火災・風水害・盗難等の被害を受けた世帯	被害程度を証する書類 ・市町村長の発行する罹災証明書（火災の場合は消防署の発行するもの）及び損害額の証明書 ・警察署長の発行する被害届受理証明書及び損害額の証明書